

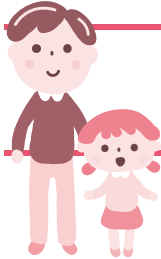
新型

新型コロナウイルス感染症 関連情報

最新情報はホームページをご覧ください



現在、児童扶養手当を受けていないかたでも該当する可能性があります

新型コロナウイルス感染症に関する
ひとり親世帯臨時特別給付金の申請はお済みですか相談・問い合わせ先／市役所こども課家庭係 ☎76-8149
(土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時15分)

新型コロナウイルス感染症の影響により、18歳以下の児童を養育しているひとり親家庭のかたに、給付金を給付しています。

現在、本人や同居家族の所得超過や公的年金受給を理由として児童扶養手当の申請をしていないかたも対象となる可能性があります。お気軽にご相談ください。

ひとり親世帯臨時特別給付金【国事業】

申請期限 2月26日(金)

基本給付

給付額	1世帯5万円、第2子以降は1人につき3万円を加算
対象者	①公的年金を受給しているひとり親のかたで、平成30年度の収入額(年金受給額を含む)が児童扶養手当と同水準となるかた ②児童扶養手当受給資格の認定を既に受けており、所得超過などで手当が全額停止となっているかたで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、児童扶養手当の所得制限相当額以下になることが見込まれるかた ③現在、所得超過などを理由として、児童扶養手当受給資格の認定を受けていないが、令和2年5月31日時点でひとり親であり、①②のかたと同様の事情にあると認められるかた

※令和2年6月分の児童扶養手当の支給があったかたには、既に給付しています。

追加給付

給付額	1世帯5万円
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少したかたで、下記のいずれかに該当するかた ●令和2年6月分の児童扶養手当の支給があり、申請時点でひとり親である ●上記基本給付対象者①に該当する(同様の事情にあると認められるかたを含む)
その他	●令和2年2月以降で収入が大きく減った月が1月でもあれば、対象となる可能性があります ●本給付金には所得や年金受給額による支給制限があります

●申請時にひとり親となった理由や現在の状況について聞き取りさせていただくため、窓口での申請が必要です。聞き取りや申請には30分～1時間程度お時間をいただくことがあります

●申請から給付までには1カ月程度かかります